

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
制定について

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに制定する。

令和8年2月9日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

助成対象児童の範囲を拡大し、併せて所要の規定の整備を行うため、この案
を提出する。

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p><u>(受給資格認定及び受給者証の交付)</u></p> <p>第6条 第8条第1項の規定による助成金の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、助成対象者に係る受給資格の認定<u>及び受給者証の交付</u>を受けなければならない。</p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する要件に該当し、かつ、前条第1項各号に規定する要件に該当しないと認めるときは、受給者証を交付する。</u></p> <p><u>(受給者証の有効期間)</u></p> <p>第7条 <u>受給者証の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請の日(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(1) 児童 次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p><u>イ アに掲げる者のほか、20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者であって、規則で定める程度の障がいの状態にあるもの</u></p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p><u>(受給資格の認定)</u></p> <p>第6条 第8条第1項の規定による助成金の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、助成対象者に係る受給資格の認定を受けなければならない。</p> <p><u>(受給資格の有効期間)</u></p> <p>第7条 <u>受給資格の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、最初の認定に係る受給資格の有効期間については、前条の規定による申請をした日(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者)にあっては、本市に住所を定めた日)から、その後最初に到来す</u></p>

った場合は、本市に住所を定めた日)から、その後最初に到来する10月31日までとする。

2 受給資格を失った場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生した日の前日(死亡した場合は、当該死亡した日)までとする。

(届出の義務等)

第9条 保護者は、第6条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 [略]

3 市長は、保護者が前2項の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる。

(受給資格の喪失)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を喪失する。

(1) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき。

(2) [略]

る10月31日までとする。

2 受給資格を喪失する場合における前項の規定の適用については、同項中「翌年の10月31日」とあり、及び「その後最初に到来する10月31日」とあるのは、「受給資格を喪失した日の前日(死亡による喪失の場合にあっては、死亡した日)」とする。

(届出の義務等)

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第6条の規定により申請した事項(この項(この号に係る部分に限る。)の規定により届け出た事項を含む。)に変更が生じたとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。

(3) 認定を受けた受給資格を辞退するとき。

2 [略]

3 市長は、保護者が前2項(第1項第3号を除く。)の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる。

(受給資格の喪失)

第11条 [略]

(1) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき、又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第9条第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定による届出があったとき。

(3) [略]

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和8年4月30日までの間における新助成対象者(改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(以下「新条例」という。)第2条第1号イに掲げる者及びその父若しくは母又は養育者をいう。)に対する新条例第7条第1項の規定の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。